

北海道鵒川高等学校 魅力化 コンソーシアム 規約

（名 称）

第1条 本会は、北海道鵒川高等学校魅力化コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

（目 的）

第2条 コンソーシアムは、企業、行政、大学等（以下「地域」という。）の多様な関係者と、生徒、保護者、教職員、同窓会等の北海道鵒川高等学校関係者とが協働体制を構築することにより実現される各種事業を通じて、相互に連携・協働を図ることによって北海道鵒川高等学校（以下「学校」という。）の魅力化推進及びむかわ町の発展に寄与することを目的とする。

（事 業）

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）生徒や教職員はもちろん、保護者や地域にとっても魅力的な学校づくりに関する事業
- （2）学校との協働活動に関する事業
- （3）学校の諸活動への支援に関する事業
- （4）学校の情報発信の支援に関する事業
- （5）家庭教育への支援に関する事業
- （6）地域留学促進に関する事業
- （7）その他、コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

（組織・機関）

第4条 コンソーシアムは、学校と地域との協働活動に関わる団体・個人等（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 コンソーシアムには、具体的な協働活動を行う「運営委員会（総会）」と、協働事業の方針を協議する「役員会」を置く。
- 3 コンソーシアムには、連絡調整を行う「事務局」を置く。

（加 盟）

第5条 コンソーシアムに加盟できる者は、以下の各号に掲げる条件を満たすものとする。

- （1）本コンソーシアムの目的および活動内容に賛同する企業や法人等の団体、または個人であること。
- （2）経済的、技術的、またはその他の形でコンソーシアムの活動に貢献できること。
- （3）コンソーシアムが定める規定を遵守することを誓約すること。
- 2 新規加盟を希望する者は、所定の申請書類をコンソーシアム運営事務局に提出するものとする。なお、継続して加盟する場合は、この限りではない。
- 3 法人、団体および個人の加盟に関しては、事務局および役員会が審議し、運営委員会にて決定する。
- 4 事務局は、各年度の初めに委員に対し継続加盟の意志確認をする。

5 法人、団体および個人は、以下のいずれかに該当する場合、継続加盟資格を喪失するものとする。

- (1) 自己の意思により脱退を申し出たとき。
- (2) 法人または団体が解散または破産手続き等を開始したとき。
- (3) 継続加盟の意志確認に対して、期限内に継続加盟の意志表示を行わなかった場合。
- (4) コンソーシアムの定める規定に対し重大な違反があった場合。

(除 名)

第6条 コンソーシアムは、加盟団体もしくは加盟者が以下のいずれかに該当する場合、事務局は役員会の同意の元、該当委員を除名することができる。

- (1) コンソーシアムの名誉を著しく毀損した場合。
- (2) 他の加盟者またはコンソーシアムの活動に対し妨害行為を行った場合。
- (3) 重大な法令違反または社会的に許容されない行為があった場合。
- 2 除名を決定する際には、当該加盟者に対し事前に弁明の機会を与えるものとする。
- 3 除名決定は、役員会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(再加盟と異議申し立て)

第7条 過去に除名された者が再加盟を希望する場合、運営委員会（総会）の承認を必要とする。

- 2 運営委員会（総会）は、再加盟を審議する際に過去の除名理由および現在の状況を考慮するものとする。
- 3 除名または加盟申請の却下に対して異議がある場合、当事者は異議申し立てを行うことができる。
- 4 異議申し立ては、除名または却下通知を受けた日から30日以内に書面にて行うものとする。
- 5 異議申し立てに対する最終判断は、役員会が審議し決定する。

(役 員)

第8条 コンソーシアムに次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 理事3名

(選任等)

第9条 前条の会長、副会長、及び理事（以下「役員」という。）は、コンソーシアム加盟団体等の代表者もしくは個人のうちから、運営委員会（総会）において互選により選任する。

- 2 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とし、前2項の規定にかかわらず、後任者が就任するまでの間、その職務を行う。
- 4 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、運営委員会（総会）の3分の2以上の議決により、解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があると認められるとき。

(職 務)

第10条 会長は、コンソーシアムを代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、役員会を構成する。

(報 酬)

第11条 役員は、無報酬とする。

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、鷗川高校等において役員及び委員（以下「運営委員会委員」という。）により構成する。

- 2 運営委員会は、原則年3回実施する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。
- 3 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議・決定する。
 - (1) コンソーシアムの運営に関する重要事項
 - (2) 事業計画に関する事項
 - (3) 会長、副会長、理事の選出に関する事項
 - (4) その他重要事項
- 4 運営委員会は、会長が招集し、副会長がその議長となる。
- 5 運営委員会の議事は、出席した運営委員会委員の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 やむを得ず運営委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。これにより表決権を行使した運営委員会委員は、第5項の規定については出席したものとみなす。
- 7 運営委員会が必要と認めたときは、運営委員会委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(役員会)

第13条 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議・決定する。

- (1) 事業計画の企画・立案に関すること
- (2) その他コンソーシアムの事業実施にあたっての検討及び企画調整に関すること
- 2 役員会は、会長が校長と協議の上、原則年3回招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。
- 3 役員会は、役員及び事務局員（以下「役員会委員」という。）により構成することとする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。
- 4 役員会は、会において審議・決定した事項を運営委員会（総会）に報告しなければならない

い。

- 5 役員会は、事業実施を円滑に推進するため、必要に応じ、別途、組織を設けることができる。
- 6 役員会は、必要に応じ、書面により運営委員会委員の意見を聞くことができる。書面による運営委員会委員への意見聴取の結果は、前項により準用する第12条第6項に定める運営委員会における議決と同等の効力を有する。

（事務局）

- 第14条 学校に事務局を置き、運営委員会（総会）役員会、およびコンソーシアムに関する事務を処理する。
- 2 事務局には、事務局長を置く。
 - 3 事務局長は、事務局員のうち、会長が指名する者をもって充てる。
 - 4 事務局は、運営委員会（総会）及び役員会の事務を処理する。

設立に関する附則（令和2年6月29日制定）

- 1 この規約は、設立総会においてコンソーシアムの設立が議決された日から施行する。
- 2 この規約の施行後、最初に任命される第8条に定める会長、副会長及び監事の任期は、第9条第2項の規程にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

内規の施行・改定に関する附則

- 1 この規約は、令和2年6月29日から施行する。
- 2 この規約は、令和7年4月 1日から一部改正して施行する。